

## チリの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

チリ共和国（スペイン語では「República de Chile」。英語では「Republic of Chile」。以下「チリ」という）は、南米大陸南西部の太平洋岸に位置し、アンデス山脈の西側に沿って南北約 4,300 キロメートルにわたる細長い共和国である。北部には亜熱帯の乾燥した砂漠が、中部には温帯性の農牧草地帯が、そして、南部には寒冷な森林地帯が広がっている。モアイ像で有名なイースター島（スペイン語では「Isla de Pascua」（パスクア島））等、島嶼も多い。チリは、南極の一部にも領有権を主張している。

最初にチリに到達したヨーロッパ人は、ポルトガルのマゼランであった（マゼランは、1520年、マゼラン海峡に到達した）。1533年にスペインのフランシスコ・ピサロが北部のインカ帝国を征服した後、ピサロの命を受けたペドロ・デ・バルディビアが南下し、1541年にはサンティアゴ市を建設して植民地化を推し進めた。その後、チリ軍がスペイン軍に勝利し、1818年にチリは独立を宣言した<sup>2</sup>。

1879年以降、北部のアタカマ砂漠の硝石<sup>3</sup>鉱山をめぐる、ペルー及びボリビアとの「太平洋戦争」（スペイン語では「Guerra del Pacífico」）が勃発した。その結果、戦争に勝利したチリが、ペルー及びボリビアから一部の領土を獲得した。現在でも、チリとボリビアの間では、国交がない。

チリでは、1932年以降は民主的政権交代が続いていた。1970年にはサルバドール・アジェンデの社会主義政権が成立し、主要産業の国有化、銅山の接収等が行われたが、チリは経済危機に陥った。その結果、1973年9月11日のクーデターにより、アウグスト・ピノチェトの軍事独裁政権が発足した。軍事独裁政権の下では、反政府勢力や一般市民に対する厳しい弾圧が行われた。アジェンデからピノチェトに続く時代における死者・行方不明者数は3,000人以上、拷問等による被害者数は40,000人以上、国外に亡命を強いられた者は100万人以上といわれている。その後、1990年に民政移管が実現し、エイルウィンが大統領に就任した。

チリは、銅及びリチウムの産出量では、世界有数の規模を誇っている。また、ワイン等の

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるチリの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2019年版』（二宮書店、2019年）446～447頁等を参照した。

<sup>3</sup> 硝石は、火薬及び肥料の原料となることから、極めて重要な鉱物とされていた。

農産物や水産物の輸出に力を入れており、多くの国との間で自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）を締結し、自由貿易を推進する外交政策を進めている。環太平洋パートナーシップ協定（TPP）も、2016年2月4日に署名した。

また、チリは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場（メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」）は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した。現在の加盟国は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア及びベネズエラ<sup>4</sup>の6か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。

チリの法制度<sup>5</sup>は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。チリは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、チリの法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けているほか、フランス法等、他の欧州諸国や米国の法制度の影響を受けている。

日本企業のチリ進出が増加するに伴い、日本企業がチリにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、チリの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、チリの知的財産法制度の概要を紹介することとした<sup>6</sup>。

## II 知的財産法全般

チリの憲法<sup>7</sup>には、著作権及び産業財産権の保障が明文で規定されている（19条25項）。また、「産業財産法」、「知的財産法」、「録音録画媒体に固定された実演における実演家の人格権及び財産権を付与する法律」、「植物育成者権法」等により、チリの知的財産法の主な制度が形作られている。

「産業財産法」は、特許、実用新案、意匠、商標、営業秘密、地理的表示、産業財産権の執行等について規定している。その主な体系は、表1のとおりである。

<sup>4</sup> 但し、2017年8月、メルコスールは、ベネズエラを無期限の資格停止処分とした。

<sup>5</sup> チリの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔米州編〕第6回 チリ」（『国際商事法務 Vol.45, No.10』（国際商事法研究所、2017年）所収）を参照された。

<sup>6</sup> 本稿の執筆にあたっては、主に、①ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「チリ」の「制度ガイド」、並びに②ウェブページ「Chile IP Country Factsheet」等を参照した。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/miniguide.html>

[http://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/sites/default/files/factsheets/cfs\\_chile\\_pl.pdf](http://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/sites/default/files/factsheets/cfs_chile_pl.pdf)

<sup>7</sup> チリ憲法の英語訳（2015年までの改正を反映したもの）は、下記ウェブページに掲載されている。なお、現在、チリでは、憲法改正に向けた動きが進んでおり、2020年4月には憲法改正の国民投票が実施される予定である。

[https://www.constituteproject.org/constitution/Chile\\_2015.pdf?lang=en](https://www.constituteproject.org/constitution/Chile_2015.pdf?lang=en)

表 1 : 「産業財産法」の主な体系<sup>8</sup>

第 1 編 予備規定	第 1 章 適用範囲	第 1 条～第 3 条
	第 2 章 異議申立て及び登録の一般的手続	第 4 条～第 17 条 B
	第 3 章 産業財産裁判所	第 17 条 C～第 17 条 K
	第 4 章 費用の支払	第 18 条～第 18 条 F
	第 5 章 登録取消の手續	第 18 条 G～第 18 条 O
第 2 編 商標		第 19 条～第 30 条
第 3 編 発明	第 1 章 発明一般	第 31 条～第 53 条
	第 2 章 追加的保護	第 53 条 1～第 53 条 5
第 4 編 実用新案		第 54 条～第 61 条
第 5 編 工業意匠		第 62 条～第 67 条
第 6 編 職務発明		第 68 条～第 72 条
第 7 編 集積回路配置設計		第 73 条～第 85 条
第 8 編 営業秘密及び健康の登録・承認を得るため当局に開示する情報	第 1 章 営業秘密	第 86 条～第 88 条
	第 2 章 健康の登録・承認を得るため当局に開示する情報	第 89 条～第 91 条
第 9 編 地理的表示及び原産地名称		第 92 条～第 105 条
第 10 編 産業財産権の執行	第 1 章 民事訴訟	第 106 条～第 111 条
	第 2 章 仮処分	第 112 条
	第 3 章 予備的救済	第 113 条
第 11 編 発明特許又は実用新案の国際出願プロセス		第 114 条～第 121 条
第 12 編 最終規定		第 122 条

また、「知的財産法」は、著作権等について規定している。その主な体系は、表 2 のとおりである。

<sup>8</sup> 「産業財産法」の英訳は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/gaikoku/document/index/chile-e\\_sangyou.pdf](https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/gaikoku/document/index/chile-e_sangyou.pdf)

表 2 : 「知的財産法」の主な体系<sup>9</sup>

第 1 編 著作権	第 1 章 性質と保護対象、定義	第 1 条～第 5 条
	第 2 章 本法の対象	第 6 条～第 9 条
	第 3 章 保護期間	第 10 条～第 13 条
	第 4 章 著作者人格権	第 14 条～第 16 条
	第 5 章 世襲の権利、行使及び制限	第 17 条～第 37 条
	第 6 章 出版契約	第 48 条～第 55 条
	第 7 章 代理契約	第 56 条～第 64 条
第 2 編 著作権に関連する権利	第 1 章 アーティスト、翻訳者及び実演家	第 65 条～第 66 条
	第 2 章 録音	第 67 条～第 68 条
	第 3 章 放送	第 69 条
	第 4 章 関連する権利の保護期間	第 70 条～第 71 条
第 3 編 著作権及び関連する権利の制限及び例外		第 71 条 A～第 71 条 S
第 4 編 一般規定	第 1 章 登録	第 72 条～第 77 条
	第 2 章 行使及び手続	第 78 条～第 85 条 K
	第 3 章 インターネットサービス提供者の責任の制限	第 85 条 L～第 85 条 U
	第 4 章 一般規定	第 86 条～第 89 条
第 5 編 著作権の集団管理		第 91 条～第 102 条
第 6 編 チリ文化公社		(削除)
第 7 編 最終規定及び経過規定		第 106 条～第 112 条

チリは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)、特許協力条約 (PCT)、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、商標法条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO 著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ない

<sup>9</sup> 「知的財産法」は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/18880>

レコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）等である。なお、チリは、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には、いまだ加盟していない。

知的財産権に関連するチリの政府機関のうち最も主要なものである国家産業財産庁（Instituto Nacional de la Propiedad Industrial (INAPI)）<sup>10</sup>は、首都サンティアゴに設立され、特許出願、実用新案出願、商標出願の審査等の業務を行っている。また、著作権及び著作隣接権については、文化・芸術・遺産省（Ministerio de las Culturas, las Artes y el Patrimonio）<sup>11</sup>の知的財産権局（Departamento de Derechos Intelectuales (DDI)）<sup>12</sup>が管轄権を有している。

### Ⅲ 特許・実用新案

#### 1 総説

特許・実用新案については、「産業財産法」<sup>13</sup>に規定されている。本稿では、まず特許について概要を説明し、その後、実用新案の特徴を紹介することとしたい。

#### 2 発明

「産業財産法」によると、①発見、科学的理論、算術的方法、動植物（微生物を除く）、交配・選別等の生物学的な植物・動物の生産方法（微生物の生産方法を除く）、②ビジネス、確認・監査のための経済・金融・商業システム、方法、原則、プラン、③精神及び知的活動又はゲームに関するもの、④外科又は療養による人体又は動物の治療・診断方法（それらを実施するための製品を除く）、⑤新しい使用方法、形態・大きさ・比率・製品構成物質の変更、⑥限定された目的に使用される周知の物・構成物、自然に存在する生物の一部、自然な生体活動、自然に存在する生体物質、染色体のように生体から分離できる物質、⑦発明の商品化が公序良俗、国家安全、道徳、人間・動物の健康、植物・環境保護を必然的に妨げる場合、⑧文学作品、芸術作品等は、不特許事由とされている<sup>14</sup>。

発明に特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願日又は優先日前に、チリ国内又は世界のいずれかにおいて、公知、公用又は刊行物に記載されている場合には、新規性はなく、特許を受けることはできない。また、出願日又は優先日よりも前に出願され

<sup>10</sup> <https://www.inapi.cl/>

<sup>11</sup> <https://www.cultura.gob.cl/>

<sup>12</sup> <https://www.propiedadintelectual.gob.cl/sitio/>

<sup>13</sup> 本稿の「特許・実用新案」の部分の執筆にあたっては、主に、前掲「制度ガイド」6～18頁等を参照した。

<sup>14</sup> [https://www.jetro.go.jp/world/cs\\_america/cl/invest\\_08.html](https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/cl/invest_08.html)

た先願の内容と同一の後願は、特許を受けることができない。但し、新規性喪失の例外が認められる場合として、①出願人の行為に起因して、出願日又は優先日前の12か月以内に発明が公表された場合、②出願人の意に反して、出願日又は優先日前の12か月以内に発明が公表された場合がある。

### 3 出願

チリは、日本と同様に、先願主義を採用している。

チリ国内に居所又は事業拠点を有していない出願人は、チリの現地代理人を選任しなければならない。

出願手続で使用される言語は、スペイン語である。英語、ドイツ語、フランス語又はポルトガル語により出願した場合、出願日から2か月以内に、スペイン語翻訳を提出する必要がある。

### 4 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。

方式要件を満たす出願は、出願日又は優先日から60日以内に官報に出願公告すべきことを請求し、料金を支払わなければならない。出願人が出願公告の請求又は料金の納付を行わない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

官報に出願公告が掲載された後、第三者は、当該出願公告日から45日以内に、当該出願について、異議申立てを行うことができる。国家産業財産庁は、出願人に対し、異議申立てを出願人に通知する。出願人は、当該通知日から45日以内に答弁書を提出しなければならない。

出願人は、異議申立ての期間満了から60日以内に、審査料金を納付しなければならない。出願人が審査料金を納付しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

審査料金が納付されると、当該特許出願について、新規性、進歩性及び産業上利用可能性等についての実体審査が行われる。

出願人は、チリ出願に対応する外国出願につき、外国で最初に出願した出願日及び番号等の情報を願書に記載しなければならない。また、外国出願が特許を付与されたか否かに関わらず、調査及び審査の結果を提出しなければならない。また、審査官の要求に基づき、外国で発行された報告書又は決定書を、スペイン語に翻訳して提出しなければならない。

審査官による実体審査が行われると、審査官は、60日以内に審査結果報告書を作成し、当該報告書は出願人に送付される。最初の審査結果報告書が送付されるまで、出願人は、自発的に分割出願を行うことができる。最初の審査結果報告書が送付された後は、審査官からの発明の単一性の指摘に対応する場合のみ、分割出願を行うことができる。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性、進歩性及び産業上利用可能性のいずれかの要件を満たしていない等、特許要件を満たしていないと判断された場合、出願人は、当該報告書

発行後 60 日以内（1 回だけ 60 日の延長が可能）に、応答することができる。応答しない又は応答により審査結果を覆すことができなかつたときは、最終的に拒絶査定が発行される。出願人は、拒絶査定のお知らせ日から 15 日以内に、産業財産仲裁裁判所に対し、不服申立訴訟を提起することができる。

なお、日本の特許庁とチリの国家産業財産庁は、2017 年 8 月 1 日から特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。

チリには、早期審査の制度は無い。

## 5 特許付与

特許要件を全て満たしていると判断された場合は、特許付与査定が行われる。当該査定が発行日から 60 日以内に料金を納付すると、特許が付与される。

チリには無効審判制度は無いが、登録日から 5 年以内に、産業財産仲裁裁判所に対し、特許無効訴訟を提起することができる。

特許権の存続期間は、出願日から 20 年である。

ちなみに、チリでは、あらゆる分野の特許出願に適用される「特許期間延長制度」が採用されている。即ち、①出願日から特許付与まで 5 年超又は審査請求から特許付与まで 3 年超を要したこと、及び②不当な審査遅延があったことという要件を満たせば、申請により、その「超えた期間」だけ特許期間が延長される。

## 6 実用新案

実用新案については、特許と異なる点を中心に説明する。

実用新案とは、機械、器具、機器に関する全部若しくは一部又はその組合せに関する考案であって、その目的とする機能が以前には無かつた利点又は技術的效果を奏するような方法で有用性を与えるものをいう。なお、従来の発明又は実用新案と比べて、有用性に貢献しない些細な相違にすぎない場合、実用新案は付与されない。方法については、実用新案登録を受けることはできない。

チリでは、実用新案の場合も、方式審査だけでなく実体審査（但し、進歩性の有無の判断は行われない）も経た上で、実用新案登録付与の決定が行われる。

実用新案権の存続期間は、出願日から 10 年である。

## IV 意匠

### 1 要件

チリの「産業財産法」<sup>15</sup>によると、2 種類の工業意匠が定義されている。即ち、①三次元

<sup>15</sup> 本稿の「意匠」の部分の執筆にあたっては、主に、前掲「制度ガイド」19～23 頁等を参照した。

の工業意匠（色彩の有無に関わらず、あらゆる立体的形状、工業製品又は手工業製品であり、これらが他の物の製造のために型として利用でき、その形状、幾何学的形態、装飾又はそれらの組合せによって類似製品と区別することができ、それらの特徴によって独創的で新しい特徴を生み出すような方法で視覚的に特別の外観を付与するもの）、及び②二次元の工業意匠（装飾のため又は製品に新しい外観を与えるために、工業製品に導入するための計画又は図に基づいて開発されたあらゆる配置、収集物、図、線又は色の組み合わせ）がある。

チリでは、部分意匠制度、組物の意匠制度、関連意匠制度及び秘密意匠制度は、いずれも採用されていない。

①公序良俗に反する場合、②意匠の定義に合致しない場合、③技術的・機能的な面からのみなる場合等は、不登録事由とされている。

意匠登録が認められるためには、新規性が必要である。新規性については、絶対的新規性が採用されている。即ち、出願日又は優先日前に、チリ国内又は世界のいずれかにおいて、公知、公用又は刊行物に記載されている場合には、新規性はなく、意匠登録を受けることはできない。但し、新規性喪失の例外が認められる場合として、①出願人の行為に起因して、出願日又は優先日前の12か月以内に意匠が公表された場合、②出願人の意に反して、出願日又は優先日前の12か月以内に意匠が公表された場合がある。

## 2 出願

チリでは、日本と同様に、先願主義を採用している。

チリ国内に居所又は事業拠点を有していない出願人は、チリの現地代理人を選任しなければならない。

## 3 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。出願が方式要件を満たしていると判断された場合、官報に出願公告される。

官報に出願公告が掲載された後、第三者は、当該出願公告日から45日以内に、当該出願について、異議申立てを行うことができる。国家産業財産庁は、出願人に対し、異議申立てを出願人に通知する。出願人は、当該通知日から45日以内に答弁書を提出しなければならない。

出願人は、異議申立ての期間満了から60日以内に、審査料金を納付しなければならない。出願人が審査料金を納付しない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

審査料金が納付されると、当該特許出願について、新規性等についての実体審査が行われる。

出願人は、チリ出願に対応する外国出願につき、外国で最初に出願した出願日及び番号等の情報を願書に記載しなければならない。また、外国出願が意匠を付与されたか否かに関わらず、調査及び審査の結果を提出しなければならない。また、審査官の要求に基づき、外国で

発行された報告書又は決定書を、スペイン語に翻訳して提出しなければならない。

審査官による実体審査が行われると、審査官は、60日以内に審査結果報告書を作成し、当該報告書は出願人に送付される。

審査の結果、出願に係る発明が、新規性等の要件を満たしていないと判断された場合、出願人は、当該報告書発行後60日以内（1回だけ60日の延長が可能）に、応答することができる。応答しない又は応答により審査結果を覆すことができなかつたときは、最終的に拒絶査定が発行される。出願人は、拒絶査定の通知日から15日以内に、産業財産仲裁裁判所に対し、不服申立訴訟を提起することができる。

#### 4 登録

意匠登録要件を全て満たしていると判断された場合は、意匠登録査定が行われる。当該査定の発行日から60日以内に料金を納付すると、意匠登録が付与される。

チリには無効審判制度は無いが、登録日から5年以内に、産業財産仲裁裁判所に対し、意匠無効訴訟を提起することができる。

意匠権の存続期間は、出願日から10年である。

### V 商標

#### 1 商標

「産業財産法」<sup>16</sup>によると、商標とは、視覚的に表示可能な標識であつて、商取引において商品若しくは役務又は工業上若しくは商業上の施設を識別することができる標識をいう。したがって、言葉、氏名、図形、記号、図案、肖像、数字、色彩の組合せ及びこれら各要素の組合せは、商標として保護対象となる。新しい商標としては、色、音が保護対象となるのに対し、味、香り、ホログラム、動き等は保護対象とならない。また、立体商標も保護対象とはならない。団体商標、証明商標、連合商標の制度はあるが、防護商標の制度は無い。

①国家、国際機関又は国家の公共機関の紋章、記章、それらの名称又は略称からなる標章、②自然人の氏名、筆名又は肖像からなる標章、③商品・サービスの種類、品質、原産地、用途、重量、価格、目的地又は価格等を表した単なる記述的標章、④商品・サービスの種類、品質、原産地等に関して、混同・欺瞞を生じる可能性のある標章、⑤同一の区分について以前に登録又は出願された他の標章と混同を生じるほどに同一又は音声上類似する標章、⑥製品又は包装の形状、色彩又は装飾からなる標章、⑦法律で保護されている地理的表示及び原産地表示、⑧公序良俗に反するおそれのある標識は、不登録事由とされている。

#### 2 出願

<sup>16</sup> 本稿の「商標」の部分の執筆にあたっては、主に、前掲「制度ガイド」24～29頁等を参照した。

チリは、先願主義及び一商標多区分制を採用している。

チリ国内に居所又は事業拠点を有していない出願人は、チリの現地代理人を選任しなければならない。

出願手続で使用される言語は、スペイン語である。英語、ドイツ語、フランス語又はポルトガル語により出願した場合、出願日から 2 か月以内に、スペイン語翻訳を提出する必要がある。

チリは「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」に加盟していないため、マドプロ出願によりチリでの商標登録を受けることができない。

チリは、ニース協定には加盟していないが、ニース協定の国際分類が適用されている。

出願時及び更新時における商標使用証拠の提出義務は無い。

なお、チリでは、コンセント（同意書）制度は採られていない。

チリでは、実務上、商標の出願から登録まで、およそ 1 年～1 年 6 か月かかる（異議申立て等が行われなかった場合）。

### 3 審査

出願後は、まず方式要件について審査される。方式要件を満たさないと判断された出願は、30 日以内に補正するよう命じられる。

方式要件を満たさず出願が続行を認容された場合、出願人は、20 日以内に官報に出願公告すべきことを請求し、料金を支払わなければならない。出願人が出願公告の請求又は料金の納付を行わない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

官報に出願公告が掲載された後、第三者は、当該出願公告日から 30 日以内に、当該出願について、異議申立てを行うことができる。

異議申立ての期間が満了すると、審査官は、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について審査し、拒絶理由の有無について見解書を作成し、出願人に通知する。その後、審査官は、拒絶理由の有無について最終的な査定書を作成する。

審査の結果、拒絶査定が下された場合、出願人は、拒絶査定の発行日から 15 日以内に、産業財産仲裁裁判所に対し、不服申立訴訟を提起することができる。

### 4 登録

商標登録要件を全て満たしていると判断された場合は、商標登録査定が行われる。当該査定の発行日から 60 日以内に料金を納付すると、商標登録が付与される。

チリには無効審判制度は無いが、登録日から 5 年以内に、産業財産仲裁裁判所に対し、意匠無効訴訟を提起することができる。

商標権の存続期間は、登録日から 10 年である。10 年ごとに何回でも更新が可能である。更新申請は、存続期間中又は期間満了後 30 日以内に行わなければならない。

チリには、登録商標に対する不使用取消制度は無い。

## VI 著作権

### 1 著作物

「知的財産法」は、科学、文学又は芸術というように全ての分野の知的創作物を保護の対象としており、複製される媒体の種類には関わらない。現在、チリにおいて著作権の保護の対象となるものは、あらゆる分野にわたっており、コンピュータ・プログラム、データ編集物、演劇、音楽、ミュージカル、映画、振り付け、パントマイム、デッサン、絵画、彫刻、建築、貿易・産業に応用される芸術・科学のモデル及び作品、印刷物、計画、地図、写真、録音等、複製手段を問わず、全ての科学的、文学的又は芸術的な制作物が含まれる。チリでは、データベースは、著作物として著作権法によってのみ保護される。

### 2 著作権

「知的財産法」によると、著作権者の権利は、著作者人格権及び著作財産権の2種類に分かれる。著作者人格権としては、①氏名表示権、②同一性保持権、③公表権、④未完成の作品の完成を他人に授権する権利、⑤共通の文化遺産に属さない限り、作品を匿名又は仮名で保持する意思を尊重するよう要求する権利がある。著作財産権は、作品の公開、複製、翻案、翻訳、実演等を行う権利であり、第三者に譲渡することができる。

原則として、著作権は、著作物の創作から著作者の生存期間中及びその者の死後70年間保護される。匿名の作品の著作権は、公表から70年間保護される。

会社における職務として従業員によりプログラム・コードが創作された場合、その著作権は、創作時より会社に帰属する。

著作権の登録は任意であるが、文化・芸術・遺産省の知的財産権局への登録が可能である。

チリは、ベルヌ条約、万国著作権条約及びWIPO著作権条約に加盟している。外国の著作物についてチリで著作権の保護を受けるためには、当該著作物が最初に公表された外国の著作権保護要件、又はチリが加盟している条約の著作権保護要件を満たす必要がある。そのような保護要件を満たしていれば、日本を含む加盟国の著作物の著作権はチリでも保護される。但し、チリの「知的財産法」で定められた著作権保護期間を超えることはできない。

### 3 侵害

著作権者の許諾を得ずに、著作権を使用等する行為は、著作権侵害行為となる。

著作権者は、侵害者に対し、侵害行為の停止及び損害賠償を請求することができる。

著作権侵害に対する民事的救済としては、侵害行為の停止、損害賠償、輸出入の禁止等がある。民事訴訟による暫定救済の請求も可能である。犯罪が成立する場合は、刑事的手段を採ることも可能である。

## Ⅶ 営業秘密

営業秘密は、企業に改善、進歩、又は競争上の優位性を提供する製品又は産業プロセスに関する機密情報である<sup>17</sup>。

営業秘密は、チリでは、産業財産法、不正競争法、行政公正法によって保護される。また、チリの法律は、営業秘密の権利者を侵害者から保護するため、秘密保持契約の有効性を認めている。したがって、秘密保持契約に違反した者から、権利者は賠償を受ける権利がある。

営業秘密保有者の許可を得ずに違法に営業秘密を取得、開示又は漏洩した者には、営業秘密侵害が成立する。また、機密保持義務を負う従業員が合法的にアクセスした企業秘密を開示又は悪用することも、営業秘密侵害となる。但し、当該行為が侵害者又は第三者に利益をもたらすか、又は権利者に損害を与える場合に限る。

侵害行為により損害を被った営業秘密保有者は、民事訴訟を提起し、①侵害行為の停止、②損害賠償、③さらなる不公正な行為を防止する措置の採用、④侵害者の費用負担による判決結果の公表を要求することができる。

## Ⅷ エンフォースメント

### 1 総説

チリは、従来より、諸外国との自由な貿易に積極的な姿勢を示してきており、自由貿易協定等を多数締結していることから、商品流通の中継地点となっている。また、チリは、南米大陸南西部の太平洋岸に南北約 4,300 キロメートルにわたる細長い国土を有するという地理的特殊性から、模倣品・海賊版が流入・流出しやすいという特徴を指摘できよう。

チリにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段、刑事的手段及び税関での差止がある。中国におけるような行政摘発の制度は、チリには無い。

チリは、知的財産法制度の整備だけでなく、実際のエンフォースメントについても積極的に努力が行われてきているが、なお改善の余地があるのが実状である。

### 2 民事的手段

産業財産権又は著作権を侵害された権利者は、被疑侵害者を被告として、侵害行為の停止及び損害賠償等を請求するため、権利侵害訴訟を裁判所に提起することができる。また、緊急の必要性がある場合、仮差押等の暫定的救済手段を利用することもできる。

チリの司法裁判所には、最高裁判所、控訴裁判所、第一審裁判所がある。最高裁判所は 1 か所であり、21 名の裁判官から構成される。控訴裁判所は 13 か所ある。チリの民事訴訟制度では、「三審制」が採られている。

<sup>17</sup> [http://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/sites/default/files/factsheets/cfs\\_chile\\_pl.pdf](http://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/sites/default/files/factsheets/cfs_chile_pl.pdf)

通常の訴訟手続においては、当事者が主張書面及び証拠を提出し、裁判官による審理を経て、判決が下される。第一審裁判所の判決に対して不服がある者は、控訴裁判所に控訴することができる。近時、チリにおいては、訴訟の長期化が大きな問題となっている。なお、チリの民事訴訟では、陪審制は採用されていない。

訴訟以外の代替的紛争解決手段（ADR）としては、仲裁の利用が検討されることが多い。チリは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟しており、UNCITRALモデル法に準拠した近代的な仲裁法を有している。仲裁を利用するためには、双方当事者の合意が必要であるため、模倣品・海賊版の事案では、通常は、仲裁を利用することはせず、裁判所に訴訟を提起することになる。しかし、例えば、知的財産権のライセンス契約等において、あらかじめ紛争解決条項を仲裁条項としておくことにより、仲裁により法的紛争を解決することも検討に値する。

### 3 刑事的手段

チリの「産業財産法」は、特許権（52条）、実用新案権（61条）、意匠権（67条）、商標権（28条）、営業秘密（87条）等の侵害行為に関する犯罪を規定している。また、「知的財産法」は、著作権（78条）の侵害行為に関する犯罪を規定している。

知的財産権侵害事案における刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、搜索・差押等の強制処分を行うことにより、被疑侵害行為を比較的短期間で実現できる可能性があるため、事案によっては強力な手段となり得る。

チリでは、知的財産権に関する刑事事件を取り扱う機関として、チリ警察及び刑事警察の2つがある。これらの警察組織が、法律に基づいて、模倣品・海賊版の捜査・押収を行う。とくに、刑事警察は、2008年1月、知的財産権侵害に専門的に対応するための特別ユニットとして、知的財産権侵害捜査班（BRIDEPI）というチームを設置した。BRIDEPIの使命は、産業財産権侵害及び著作権侵害を専門的、効率的かつ効果的に捜査することにある<sup>18</sup>。

### 4 税関での差止

税関での差止の担当行政機関は、国家税関庁（NCS）である。

また、官民税関審議会（CAPP）という組織もある。これは、国家税関庁が国際貿易に関連する非営利組織の意見（例えば、税関が提供する法規、手続、情報及びサービス等に関する意見）を吸い上げる目的で設立された継続的な対話組織である。

産業財産権者及び著作権者にとって、税関での差止は有効な手段であるといえる。即ち、産業財産権者及び著作権者は、あらかじめ、自己の権利を国家税関庁に登録しておくことが望ましい。そして、権利侵害物品がまさに輸入又は輸出されようとしているとき、権利者は、税関での差止の申請を提出することができる。税関での差止の期間は、各税関に差止通知が

---

<sup>18</sup> PAIVA & CIA. Abogados y Propiedad Intelectua 著『チリにおける模倣品・海賊版に関する活動』（日本貿易振興機構、2014年）4～5頁。

発布されてから 10 営業日である。この期間が経過して、税関が取締継続の通知を受けていない場合、当該物品の所有者又は荷受人の依頼により、通関手続が行われる。権利者としては、上記 10 営業日以内に民事訴訟提起又は刑事告訴を行い、取締継続の通知が税関に届くようにしなければならない。

また、国家税関庁は、税関を通関しようとする物品に産業財産権又は著作権の侵害が成立することが明白である場合、職権で、当該物品の輸入又は輸出を 5 日以内だけ差し止めることができる。

数量が少ない場合、商業的行為でない場合、旅行者の個人の荷物である場合には、税関での差止の対象とはならない<sup>19</sup>。

## IX おわりに

以上、チリの知的財産法制度の概要を紹介したが、チリの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。また、チリの知的財産に関する法令は、(若干の英語訳はあるものの、) スペイン語で記述されており、日本の知的財産法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。チリの知的財産法制度の概要を英語で知るための情報源としては、例えば、「CHILE IP Country Factsheet」<sup>20</sup>がある。

豊富な資源と労働力及び潜在的な巨大市場を有するチリの重要性及び今後の発展可能性等を考えると、今後も、チリの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要があるだろう。

※ 初出：『特許ニュース No.15076』（経済産業調査会、2019年、原題は「世界の知的財産法 第30回 チリ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

<sup>19</sup> PAIVA・前掲書 13 頁。

<sup>20</sup> [http://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/sites/default/files/factsheets/cfs\\_chile\\_pl.pdf](http://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/sites/default/files/factsheets/cfs_chile_pl.pdf)